

能美市での新婚生活応援します

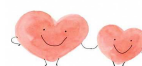


能美市結婚新生活支援事業補助金

対象世帯

対象は下記の条件をすべて満たす世帯です

- 令和5年3月1日から令和6年3月31日までに婚姻届を提出し、受理されている
- 婚姻日において夫婦ともに**39歳以下**である
- 対象となる住居が能美市内にあり、対象となる住居に夫婦の住所があること
- 夫婦の合計所得が**500万円未満**の世帯である
- 市税等の滞納がないこと



対象経費

令和5年4月1日から令和6年3月31日までに支払った次の費用

- 新規の住宅取得費用(他の補助金との併用不可)
- 住宅リフォーム費用(他の補助金との併用不可)
- 新規の住宅賃借費用(賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料)
- 結婚に伴う引越費用(引越業者または運送業者に支払った費用)



申請期間

令和6年3月31日まで

補助金額 上限

夫婦ともに29歳以下

60万円

上記以外の夫婦

30万円

申請・問合せ

申請書に必要な書類を添えて、能美市企画振興部企画地域振興課へ提出してください。
電話:0761-58-2212 E-mail:chiiki@city.nomi.lg.jp

詳しくはこちらから ▶

